

障害者を多数雇用する事業主の方へ 税制優遇制度のご案内※

※【令和4年4月現在】要件等が変更になる場合がありますのでご注意ください。

障害者を多数雇用するなど、障害者の雇用や就業に積極的な企業は、税制優遇制度を利用することができます。

法人税（個人事業主の場合は所得税）や事業所税、不動産取得税、固定資産税の優遇措置が受けられます。

利用できる税制優遇制度

- 1 助成金の非課税措置（法人税・所得税）
- 2 事業所税の軽減措置
- 3 不動産取得税の軽減措置
- 4 固定資産税の軽減措置

※ご注意ください※

機械等の割増償却措置（法人税・所得税）に関する税制優遇措置は、令和4年3月31日をもって終了しました。

なお、経過措置については、このリーフレット後述の

「機械等の割増償却措置（法人税・所得税）」の概要をご確認ください。

事務手続きについて

- 上記2（資産割のみ）、3及び4の税制優遇制度を利用する場合は、要件を満たしているかどうかの確認が必要です。
最寄りのハローワークで、要件確認の手続きをしてください。
- 要件を満たしている場合には、証明書が交付されます。
- 証明書は、税務署や都道府県税事務所で税の申告をする際、求めに応じて提示してください。

税制優遇制度の概要

1 助成金の非課税措置（法人税・所得税）

適用期限：なし（恒久措置）

国や地方公共団体の補助金、給付金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金※の支給を受け、それを固定資産の取得または改良に使った場合、その助成金分は、圧縮記帳により損金算入（法人税）、または総収入金額に不算入（所得税）とすることができます。

※障害者雇用納付金制度に基づく助成金

- ・ 障害者作業施設設置等助成金
- ・ 障害者福祉施設設置等助成金
- ・ 重度障害者等通勤対策助成金
- ・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

2 事業所税の軽減措置

適用期限：なし（恒久措置）

①資産割

障害者を多数雇用する事業所（※）の事業主が、「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」の支給を受けて施設の設置を行った場合、その施設で行う事業の事業所税（資産割）の、課税標準となるべき事業所床面積の2分の1相当を控除できます。

（※）具体的には、雇用している障害者数が10人以上※¹で、かつ労働者の総数に占める障害者割合が50%以上※²である事業所

※1 重度以外の障害者で短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

※2 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者の短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

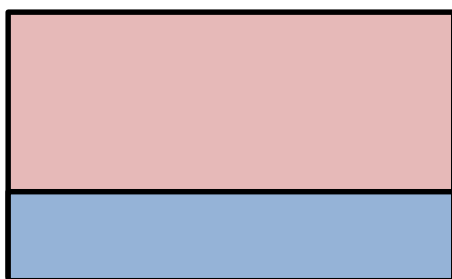
例) 事業所税（資産割） = $2,000\text{m}^2 \times 600\text{円/m}^2$ （税率） × 1年 = 120万円

事業所税（資産割） = $2,000\text{m}^2 \times 1/2 \times 600\text{円/m}^2 \times 1年 = 60万円$

②従業員割

事業所税（従業員割）の課税標準となるべき従業員給与総額の算定で、障害者に支払う給与総額を控除できます。なお、従業員割について、事業所の要件は特にありません。

例) 事業所が全従業員に支払った給与の総額（3億5千万円）



課税標準となる従業員給与総額
（例：3億円）

障害者に支払った給与総額
（例：5,000万円）

事業所税（従業員割） = $3\text{億円} \times 0.25\%$ （税率） = 75万円
（全従業員が障害者ではない場合は、87.5万円）

税制優遇制度の概要

3 不動産取得税の軽減措置

適用期限：令和5年3月31日

障害者を多数雇用する事業所の事業主が、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて事業用施設を取得し、引き続き3年以上、事業用に使用した場合、その施設の取得に伴う不動産取得税について、取得価格の10分の1相当額に税率を乗じた額が減額されます。

例) 課税標準となるべき価格が6,000万円の事業用施設を、取得後3年以上、事業用に使用した場合

$6,000\text{万円} \times 4\% \text{ (税率)} = 240\text{万円}$ (軽減措置前の税額)

$240\text{万円} - (6,000\text{万円} \times 1/10 \times 4\%) = 216\text{万円}$ (軽減措置後の税額)

■対象となる事業所の要件

雇用している障害者数が20人以上で、かつ労働者の総数に占める障害者の割合が50%以上※

※短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

4 固定資産税の軽減措置

適用期限：令和5年3月31日

障害者を多数雇用する事業所が重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて事業用施設を取得した場合、その施設の固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格から取得価格の6分の1に障害者雇用割合と税率を乗じた金額が減額されます。

例) 課税標準となるべき価格が6,000万円の事業用施設を取得した場合で、

雇用している障害者が20人で、かつ労働者の総数に占める障害者の割合が50%のとき

$6,000\text{万円} \times 1.4\% \text{ (標準税率)} = 84\text{万円}$ (軽減措置前の税額)

▽

$84\text{万円} - (6,000\text{万円} \times 1/6 \times 50\% \times 1.4\%) = 77\text{万円}$ (軽減措置後の税額)

■対象となる事業所の要件

雇用している障害者数が20人以上で、かつ労働者の総数に占める障害者割合が50%以上※

※短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

【令和4年3月31日をもって終了】 機械等の割増償却措置（法人税・所得税）

■（参考）制度の概要について

対象となる要件を満たす事業主が、減価償却を行う際、その事業年度、またはその前5年以内に開始した各事業年度に取得・製作、建設した機械や設備など（障害者が労働に従事する事業所にある資産に限る）を、普通償却限度額に加えて、12%の割増償却をすることができます。

■（参考）対象となる事業主の要件について

次のいずれかの要件を満たす事業主

- ①労働者の総数に占める障害者の割合が50%以上
- ②雇用している障害者数が20人以上で、かつ労働者の総数に占める障害者の割合が25%以上
- ③法定雇用率を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上、かつ雇用障害者に占める重度障害者の割合が55%以上

■経過措置について

○所得税

個人事業主の令和4年分の所得税については、令和4年以前の各年において、終了前の機械等の割増償却措置の対象となる要件を満たす場合、令和4年12月31日において有する特定機械装置について割増償却措置の適用を受けることができます。

○法人税

令和4年3月31日以前に事業年度を開始した法人の当該事業年度分の法人税については、当該事業年度以前の各年において、終了前の機械等の割増償却措置の対象となる要件を満たす場合、当該事業年度において有する特定機械装置について割増償却措置の適用を受けることができます。

（イメージ）法人税の経過措置

割増償却措置の終了

	R3年度	R4年度	R5年度
企業A (事業年度は毎年4月1日～翌年3月31日)	○	×	×
企業B (事業年度が3月31日をまたぐ)		○ (経過措置)	×

○：当該事業年度について、割増償却措置の適用が可能

×：当該事業年度について、割増償却措置の適用が不可能

要件確認の手続きについては最寄りのハローワークに、
制度については最寄りの税務署または都道府県税事務所
にお問い合わせください。